

第一種フロン類充填回収業者 充填回収量報告の手引

◎ **第一種フロン類充填回収業者は年度終了後45日以内に充填量・回収量等を報告する必要があります。**
(※充填・回収した実績がない場合も必ず報告しなければなりません。)

◎ 報告項目

下記項目について、業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに報告しなければなりません。

- 第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度においてフロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填したフロン類の種類ごとの量

※整備等のために一旦回収したフロン類を、整備後に同一機器に充填した場合は、回収及び充填台数は1台、

回収量、充填量は0kgと報告する。その際、新しいフロン類を追加で充填した場合は追加した充填量のみを報告する。

(例：整備のため3kg回収、整備後に元の3kg+新しい2kgを充填→回収及び充填台数1台、回収量0kg、充填量2kg)

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の種類ごとの量

(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

- 前年度において法第41条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数

※確認依頼書が提出され、フロン類が充填されていないことが確認できた台数(確認証明書に記入した台数)

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において規則第49条第1号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量

- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

- 規則第49条第2号に規定する場合にあっては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

◎ 提出部数

- 1部

※ 控えが必要な場合は2部お持ちください。

◎ 提出時期

年度終了後45日以内 (毎年5月15日まで)

◎ お問い合わせ先及び提出先について

・佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課 生活環境担当
 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 TEL:0952-25-7774

・佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課
 〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20 TEL:0952-30-1907

・鳥栖保健福祉事務所 環境保全課
 〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL:0942-83-6820

・唐津保健福祉事務所 環境保全課
 〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL:0955-73-4185

・伊万里保健福祉事務所 環境保全課
 〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL:0955-23-5188

・杵藤保健福祉事務所 環境保全課
 〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL:0954-23-3506

※ 県外等の遠隔地から報告を行う場合は、郵送(佐賀県庁 県民環境部 有明海再生・環境課あて)にて報告を承っております。

